

お知らせ
仁淀川下流衛生事務組合
衛生センターからのお知らせ

仁淀川下流衛生事務組合では、し尿収集及び浄化槽汚泥収集許可業者に、仁淀川下流衛生事務組合作成の統一収集伝票を各許可業者に使用するよう義務付けています。
☆収集伝票（納品書・領収書）を収集業者から受け取ってください

この収集伝票（納品書・領収書）は「仁淀川下流衛生事務組合」の名称を印刷した4枚複写のもので、し尿や浄化槽汚泥の収集時に、「住民の皆様への納品書と領収書」を備えており、他は「業者の控」「組合衛生センター提出用」となっています。

収集時には、収集量を確認の上、必ずこの収集伝票（納品書・領収書）を受け取ってください。
収集時にご不在の場合には、収集を依頼する時にその旨を業者に伝え、納品書をご自宅のポストなどへ投函依頼していただくか、料金支払い時に必ず受け取るようにしてください。

なお、業者から伝票発行のないときには、仁淀川下流衛生事務組合衛生センターまで連絡をお願いします。
浄化槽の適正管理に関するお願い

浄化槽に食用油が混入した場合は、衛生センターでは処理ができなくなります。食用油は、町が設置している食用油回収場所にお持ちいただくようご協力をお願いします。
回収場所を持ち込みができない場合は、食用油の固形化などにより可燃ゴミとして出していたり、お願いいたします。

■問い合わせ
仁淀川下流衛生事務組合
☎85210783

お知らせ
浄化槽を
設置しませんか

町では、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を図るため、家庭用浄化槽の設置に要する費用を予算の範囲内で補助しています。補助金交付申請は4月1日（水）から受け付けます。必要書類を添えて上下水道課又は各総合支所住

民福祉課へ提出してください。

補助対象地域と補助金額は、次のとおりです。

- ①補助対象地域 全域
- ※ただし、公共下水道認可区域、農業集落排水整備区域、天王地区を除く。
- ②補助金額

※補助金額は国の基準単価の見直しにより変更する場合があります。

- ▼5人槽 (延床面積130㎡以下) 332,000円
- ▼7人槽 (延床面積130㎡超) 414,000円
- ▼10人槽 (二世帯住宅など) 548,000円

▼単独処理浄化槽撤去費 (ただし、補助対象要件に該当する場合のみ) 90,000円

■問い合わせ
環境課 (3月末まで)
☎89311160

上下水道課 (4月から)
☎89311161
吾北総合支所住民福祉課
☎86712300
本川総合支所住民福祉課

☎86912112

お知らせ
いの町地球温暖化対策推進実行計画の取組について

町では、地球温暖化対策推進のため、自らの事務及び事業に関し、全職員による温室効果ガス(CO₂)の削減に向けた取組を行っています。

この計画は、平成24年度から平成28年度の5か年で、平成22年度の温室効果ガス(CO₂)排出量を基準値として、それぞれの項目で6%削減することを目標としています。
平成25年度の取組結果は次のとおりです。

項目	削減目標	平成25年度実績
ガソリン	6%削減	2.8%削減
灯油	6%削減	9.0%削減
軽油	6%削減	3.1%削減
重油	6%削減	35.4%削減
LPガス	6%削減	54.4%削減
電気	6%削減	1.4%削減

※平成22年度CO₂排出量を基準値とする。

お知らせ
町民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金からの天引き)について

4月・6月・8月の特別徴収金額は、原則として2月の特別徴収金額と同額を徴収します。ただし、国民健康保険税は、現在特別徴収されている方のうち平成27年度中に世帯主が75歳になられる方は、4月以降は特別徴収しません。

なお、通知書は、町民税は6月に、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は7月の本算定時に送付します。

また、これまで納付書又は口座振替で納められていた方で、新たに4月から特別徴収が開始される方は、4月上旬に通知書を送付しますのでご確認ください。

■問い合わせ
税務課
☎89311118

吾北総合支所住民福祉課
☎86712300
本川総合支所住民福祉課
☎86912112